

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法が平成 15 年に制定されました。この法律に基づき、当社では、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画（行動計画）」を平成 17 年に策定し、取り組みを実施してまいりました（第一期計画 平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日、第二期計画 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）。

このたび、平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月までの 3 年間を計画期間とする、「行動計画」（第三期）を次の通り策定しましたので、お知らせ致します。

### 日本冶金工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児・介護休職制度を利用しやすくするため、社内報等への掲載を通して、育児・介護制度についての周知を進める。

[対策]・平成 23 年 10 月 ～ 現行制度のポイントを分かりやすくまとめ、社内報等に掲載することにより、周知を進める。

目標 2：積極的に育児に参加できる時間を増やすことを目指し、所定時間外労働の削減を進める。

[対策]・平成 23 年 10 月 ～ 労働時間実績のフォローを行い、長時間労働となっている職場への指導を行う。

目標 3：年次有給休暇取得を奨励し、仕事優先の生活から、仕事時間と生活時間のバランスが取れた働き方に意識を変えることを促す。

[対策]・平成 23 年 4 月 ～ 取得の少ない従業員に対するフォローを行う。また、家族の誕生日等の記念日に有給休暇を取得することを勧奨する。

目標 4：従業員家族に職業生活への理解を深めてもらうため、従業員家族に対する工場見学会を継続開催する。

[対策]・平成 23 年 4 月 ～ 川崎製造所、大江山製造所にて毎年 1 回以上開催する。

以 上